

私立各種学校（外国人学校※1）設置認可基準一覧

区分	基準概要	根拠法令									
教育内容	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に掲げる学校（幼、小、中、高、大学等）以外の学校教育に類する教育を行うもの ・一定の教育目的の下に、一定の教育計画に従い、反復継続して、教育を行うもの ・外国人児童・生徒を対象として教育を行う施設であること 	学法134条 各種内規第2 外国内規第2								
	修業年限	1年以上	省令3条								
	授業時数	年間 680 時間以上	省令4条								
	学級編成	1学級は原則として 40 人以下	省令5条								
教職員組織	校長	教育に関する識見を有し、各種内規第7に規定する教育・学術・文化に関する職又は業務に5年以上従事した者	省令7条 各種内規第7								
	教員	資格	担当教科に関し、専門的な知識・技術・技能等を有する次のいずれかの者 ・教育職員免許法による免許状を有する者 ・高卒者	省令8条 各種内規第8							
		教員数	<ul style="list-style-type: none"> ・基準人数 生徒定員 40 人まで … 教員3人 生徒定員 41 人以上 … 教員3+ (生徒定員 - 40) /40人 ・基準人数の1/2以上は専任の教員 ・学級数以上の専任の教員 	省令8条 各種内規第8 外国内規第7							
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相当数の事務職員を置く ・学校医を置く（非常勤でも可） 	各種内規第8 外国内規第7								
施設設備	位置・環境	教育上・保健衛生上適切なこと	省令9条								
	校地	原則自己所有（負担付又は借用でないこと）（※2） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には借用可能 ① 借用部分が2分の1以下で、所有することが困難な場合 ② 借用部分が国、地方公共団体等の財産で、所有することが困難な場合 ③ 借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、学校法人への寄附又は譲渡が困難な場合 ④ ①～③の規定にかかわらず、特別な事情があると認められる場合 ※上記①③④の場合、20年以上の地上権又は賃借権を設定し登記。 登記できない場合公正証書の作成。 ※上記②の場合、長期にわたり、安定して使用できることが確実である場合は、20年未満でも可。 </div>	省令9条 各種内規第9 法人基準第2 法人内規第3 外国内規第3								
		運動場	原則校舎と同一敷地又はその隣接地	外国内規第3							
	校舎	原則自己所有（負担付又は借用でないこと）（※2） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には借用可能 ① 自己所有部分が校舎の基準面積を満たし、かつ、借用部分の面積が自己所有部分の面積を超えない場合で、所有することが困難な場合 ② 借用部分が国、地方公共団体等の財産のため、所有することが困難な場合 ③ ①、②の規定にかかわらず、特別な事情があると認められる場合 ※上記①③の場合、20年以上の賃借権を設定し登記。登記できない場合公正証書の作成。 ※上記②の場合、長期にわたり、安定して使用できることが確実である場合は、20年未満でも可。 </div>	省令9条 各種内規第9 法人基準第2 法人内規第3 外国内規第4								
		教室等	<ul style="list-style-type: none"> ・教室・実習室・医務室又は休養室等を備える ・普通教室の数は学級数と同数を確保 	省令10条・各種内規第9 外国内規第4							
		用途	学校用途として指定されていること（建築確認済証、検査済証の写し）	建築基準法6条							
面積	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">同時に収容する生徒数</th> <th style="width: 60%;">面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 150 人</td> <td>2.31× 生徒定員</td> </tr> <tr> <td>151 人 ～ 300 人</td> <td>350 + 2.17× (生徒定員 - 150)</td> </tr> <tr> <td>301 人 ～</td> <td>674 + 2.0 × (生徒定員 - 300)</td> </tr> </tbody> </table>		同時に収容する生徒数	面積（㎡）	～ 150 人	2.31× 生徒定員	151 人 ～ 300 人	350 + 2.17× (生徒定員 - 150)	301 人 ～	674 + 2.0 × (生徒定員 - 300)	省令10条 各種内規第9
	同時に収容する生徒数	面積（㎡）									
～ 150 人	2.31× 生徒定員										
151 人 ～ 300 人	350 + 2.17× (生徒定員 - 150)										
301 人 ～	674 + 2.0 × (生徒定員 - 300)										
<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準面積（定員40人） 116㎡（35坪） ・基準面積の3/5以上は、直接生徒の使用する教育・実習室等に充てる。 											

施設設備	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・課程・生徒数に応じた校具、教具、図書（生徒1人当たり5冊以上）等を自己所有 ・夜間に授業を行う場合は適当な照明設備 ・便器数基準あり ・規模に応じ必要な給水、消火、防水及び避難設備 	省令11条 各種内規第9
	名称	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校、大学院、専門学校、高等専修学校、専修学校及び都内の既設認可校等の名称（類似の名称を含む）を使用してはならない。 ・課程にふさわしいもの 	学法135条 省令12条 各種内規第10
	運用資金	<p>確実な収入源によるものとし、運用財産のうち現金又は預金は、年間経常的経費の4分の1以上を保有（※2）</p>	外国内規第5
	設置者	学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として学校法人	省令14条・各種内規第3

※1 外国人学校の要件

- ・外国人が暮らしやすい環境の整備に寄与するために外国人児童・生徒を対象として教育を行う施設（日本語教育施設等、留学生を主に対象として教育を行う施設を除く）
- ・学校教育法第17条に規定する就学義務の対象となる児童・生徒を受け入れないこと

※2 校地・校舎及び運用資金の特例

- ・①に該当し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、②の基準となる。

①特例の対象

対象地域：特別区（23区）内

- 要件：海外の認証機関からの認証（※3）又は本国政府からの認定（※4）等を受けていること
- （※3）IB（国際バカロレア）、WASC、ACSI、CIS
（※4）本国の学校と同等の課程であると公的に認められる。

②基準の緩和内容

区分	基準の緩和内容	根拠法令
校地	10年以上の地上権又は賃借権を設定し登記（全て借用でも可）	外国内規第6
校舎	10年以上の賃借権を設定し登記（全て借用でも可）	
運用資金	<p>①校地及び校舎を借用 年間経常的経費の修業年限分以上（複数の修業年限がある場合は最長の修業年限）の2分の1とする。</p> <p>②校地又は校舎を借用 開設年度の経常的経費1年分及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料の2分の1とする。</p> <p>※修業年限以上の学校運営の実績があり、経常的収入・支出の均衡が保たれている場合に限る</p>	

（注記） 学法：学校教育法 省令：各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）
各種内規：私立各種学校規程施行内規
外国内規：外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規
法人基準：準学校法人設立認可基準 法人内規：東京都準学校法人設立認可取扱内規